

告 示

埼玉県告示第四百八十九号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和四年五月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二一―一三―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県入間市大字中神字新狭山九百七十九番一、九百八十番一、九百八十一番一の一部、四番一、九百八十五番一、九百八十六番一、九百八十六番二、埼玉県入間市大字狭山台字武蔵野十四番の一部、十五番の一部、十五番二、十六番一、十七番一、十七番二、十八番一、十九番の一部

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 三百九十二立方メートル